

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
はとむぎ株式会社	奈良市出屋敷町一四一 の一	天理市和爾町六七三番ほか四筆	
株式会社福角兄弟農園	宇陀市榛原比布一三一 三番地	宇陀市大宇陀塚脇六三四番ほか 一筆	

二 認可年月日

平成三十年四月十三日